

東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
〔省略〕 （授業料等） 第9条 第2条第1号に規定する研修生に係る検定料，入学料及び授業料は，実施要項第8の規定により徴収しない。 2 第2条第2号に規定する研修生に係る検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法は，<u>法令又はこれに基づく別段の定めがある場合を除き，国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）第12条の規定に基づき定めた額及び徴収方法とする。</u> 3 納付した検定料，入学料及び授業料は，返還しない。 〔省略〕	〔省略〕 （授業料等） 第9条 第2条第1号に規定する研修生に係る検定料，入学料及び授業料は，実施要項第8の規定により徴収しない。 2 第2条第2号に規定する研修生に係る検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法は，<u>別に定める。</u> 3 納付した検定料，入学料及び授業料は，返還しない。 〔省略〕 <u>附 則</u> この要領は，平成16年4月1日から施行する。